

廻章

0430

県史編さん班移管資料

文書
番号

16-20

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 29 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 29 60 1 2 3 4 5 6 7



0431 県史編さん班移管資料 文書番号 16-20



只算

時下壽和氣ニ相催ヌル
貴君乃益未仕盡ニ京
奉養賀々陳方曾テ
中室約ニ大茂移入
停止ニ系ニヨリ終向
潜水試江ニ依頼ニ有之
尚中并長兵衛所然則
ニ趣意ニテ右京定約
一時破解ニヌル雖斗衣

0432

県史編さん班移管資料

文書号

16-20

1/3

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

停止一系はヨリ新向
 清水代はハ新頼之有之
 当中并長兵衛為新則
 ハ趣意ニテ右新定約
 一時破解ハ新頼ハ
 委負ハ中令セ清水代ハ
 會主ニテ富安會ヲ促シテ付
 於十三日午後一時ヲ期シ
 因機止ホ不來ハ新米會
 上降ハ該日ハ正米ハ新
 會費ハハ新料ハ新米
 未採合ハハ新刻限ハハ
 以新米増ハハ

十九年

三月十二日

事務



清水代ハ新頼
 右手由ハ新頼
 島本ハ新頼
 石倉正ハ新頼
 石倉治ハ新頼
 石倉九ハ新頼
 稲井弥三ハ新頼

松平治兵衛様
石倉正右衛門様
石倉治兵衛様
石倉九右衛門様
稲井弥三郎様
植上勘兵衛様
富永徳治郎様
成本長五郎様
好上庄兵衛様
坂本宇兵衛様
依々木多吉様
石本善吉様
平松清七様
伊 庄兵衛様
中井幸右衛門様
和田熊右衛門様
橋本甚三郎様
石倉茂多郎様

此後亦無

長江三時記

永固

女林氏

力 出 力 出 力 出

張氏

此後
此後

為林氏所說

此乃古詩

敬啟者

庭中歌

新刊

卷之三 詩經

石經寺

谷熟諸大略記

后漢書卷之四

卷之四

卷之五

水
石
街
美

Wm. H. H. H.

Wang Xing

本館謹啟

0435

県史編さん班移管資料

文書
番号

16-20

$$\frac{3}{3}$$

裏

